

改正

平成19年3月27日教委告示第7号

平成20年3月28日教委告示第4号

平成25年3月29日教委告示第6号

平成27年3月24日教委告示第8号

佐久市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を更に推進するため、市立小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒(以下「児童等」という。)、市立小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童等及び通級による指導を実施する学校に通学する児童等の保護者に対し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を予算の範囲内で支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費等)

第2条 就学奨励費の支給対象となる経費及び支給方法は、別表のとおりとする。

(支給額)

第3条 就学奨励費の支給額は、国の定める範囲内とする。ただし、保護者等の属する世帯の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する収入額(以下「収入額」という。)と同条に規定する需要額(以下「需要額」という。)の割合で収入額が需要額の2.5倍未満の場合に限り、支給する。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、市内に住所を有し、かつ、令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別支援学級に就学し、又は通級による指導を実施する学校に通学する学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の保護者(同法第16条に規定する保護者及び児童等を現に監護する者をいう。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者で、同法第13条の規定による教育扶助、同法第12条の規定による生活扶助を受けていない者

(2) 佐久市要保護・準要保護児童等援助費支給要綱(平成17年佐久市教育委員会告示第7号)による援助を受けていない者

(収入額・需要額調書の提出)

第5条 就学奨励費の給付を受けようとする保護者は、収入額・需要額調書(以下「調書」という。)を佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ児童等が就学する学校長を経由して提出しなければならない。

(支給の可否の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により調書が提出されたときは、第3条の規定に基づく審査を行い、奨励費の支給の可否を決定し、その結果を学校長を通じて保護者に通知するものとする。

(支給期間等)

第7条 就学奨励費を支給する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 年度の中途において支給決定を受けた保護者に対する就学奨励費(新入学児童生徒学用品・通学用品費に係るものを除く。以下この条において同じ。)は、当該支給決定を受けた日(以下「決定日」という。)の属する月以後の経費について支給する。ただし、修学旅行費、学校給食費、通学費、体育実技用具費及び校外活動費については、決定日以後の経費について支給する。

3 年度の中途において支給決定を取り消された保護者に対する就学奨励費は、当該支給決定の取消しを受けた日(以下「決定取消日」という。)の属する月の翌日(決定取消日が月の初日に当たるときは、その月)以後の経費は支給しない。

(報告事項)

第8条 学校長は、就学奨励費の支給に係る事項に異動が生じたときは、速やかに教育委員会へ報告

するものとする。

(委任事項)

第9条 学校長は、保護者の委任に基づき、就学奨励費を代理受領できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市特殊教育就学奨励費支給要綱(平成5年佐久市教育委員会告示第2号)、特殊教育就学奨励費支給要綱(平成4年臼田町教育委員会告示第4号)、浅科村特殊教育就学奨励費支給要綱(平成5年浅科村教育委員会告示第2号)又は望月町特殊教育就学奨励費支給要綱(平成5年望月町教育委員会告示第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月27日教委告示第7号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教委告示第6号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委告示第8号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

支給対象経費	経費の範囲	支給方法
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費	3回で支給
通学費	特別の指導の場で通級による指導を受ける児童等の通学に係る特別に要する交通費	3回で支給
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	1回で支給
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	1回で支給
校外活動費(宿泊を伴うもの)	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料	1回で支給
学用品・通学用品購入費	児童等が通常必要とする学用品の購入費及び第2学年以上の児童等が通常必要とする通学用品の購入費	3回で支給
体育実技用具費	児童等が体育の授業において必要とする体育実技用具費で、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意するとされているものの購入費及びレンタル料	1回で支給
新入学児童等学用品・通学用品購入費	小・中学校に入学する児童等(年度当初に支給決定されている者に限る。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	1回で支給